

保証人の主債務者に対する求償権の消滅時効の中断事由がある場合であっても、共同保証人間の求償権について消滅時効の中断の効力は生じないとした事例

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 平成 27 年 11 月 19 日

【事 件 番 号】 平成 25 年（受）第 2001 号

【事 件 名】 求償金等請求事件

【裁 判 結 果】 棄却

【参 照 法 令】 民法 457 条 1 項・465 条 1 項

【掲 載 誌】 裁時 1640 号 33 頁

LEX/DB 文献番号 25447588

事実の概要

1 本件は、共同保証人の 1 人であり、主債務者の債務を代位弁済した X が、他の共同保証人である Y に対し、民法 465 条 1 項、442 条に基づき、求償金等の支払を求めた事案である。

2 (1) Y は、A から委託を受け、平成元年 4 月 10 日、株式会社 B 銀行との間で、A が B 銀行に対して負担する一切の債務を連帯保証する旨の契約をした。

(2) A は、平成 2 年 8 月 14 日、B 銀行から、いずれも弁済期を平成 3 年 7 月 31 日、利息を年 7.7%、遅延損害金を年 14% とする旨の約定で 2 口合計 8,490 万円を借り入れた。X は、A から信用保証の委託を受け、平成 2 年 8 月 13 日、B 銀行との間で、A の上記各債務を連帯保証する旨の契約をした。

(3) X は、平成 6 年 2 月 23 日、B 銀行に対し、A の残債務全額を代位弁済した。

(4) A は、平成 6 年 12 月 30 日から平成 13 年 5 月 16 日までの間、X に対し、上記 (3) の代位弁済により発生した求償金債務を一部弁済した。X は、平成 14 年 5 月 20 日、A に対し、求償金の支払を求める訴訟を提起し、同年 9 月 13 日、X の請求を認容する判決が言い渡され、その後同判決は確定した。

(5) X は、平成 24 年 7 月 25 日、Y に対し、民法 465 条 1 項、442 条に基づき、求償金残元

金と遅延損害金の支払を求めて訴えを提起した。

Y が上記求償権の時効消滅を主張するのに対し、X は、主たる債務者に対して取得した求償権の消滅時効の中断によって、共同保証人間の求償権についても消滅時効の中断の効力が生じていると主張して争った。

3 原審（大阪高判平 25・7・9 公刊物未登載〔平成 25（ネ）第 1018 号〕）において、X は、平成 14 年 5 月 20 日、A に対し、求償金の支払を求める訴訟を提起したことが「請求」にあたり（民法 147 条 1 号）、Y に対する求償権の時効も中断したと主張した。これに対し、原判決は、保証人が主たる債務者に対して取得した求償権と共同保証人間の求償権との間に主従の関係（共同保証人に対する求償権が主債務者に対する求償権に付従する関係）があるとはいえないから、A に対する求償権の消滅時効の中断事由がある場合であっても、Y に対する求償権について消滅時効の中断の効力が生ずることはないなどとして、X の請求を棄却した。

判決の要旨

上告棄却。

1 「所論は、共同保証人間の求償権は、保証人が主たる債務者に対して取得した求償権を担保するためのものであるから、保証人が主たる債務者に対して取得した求償権の消滅時効の中断事由

がある場合には、民法 457 条 1 項の類推適用により、共同保証人間の求償権についても消滅時効の中断の効力が生ずると解すべきであるというものである。」

2 「民法 465 条に規定する共同保証人間の求償権は、主たる債務者の資力が不十分な場合に、弁済をした保証人のみが損失を負担しなければならないとすると共同保証人間の公平に反することから、共同保証人間の負担を最終的に調整するためのものであり、保証人が主たる債務者に対して取得した求償権を担保するためのものではないと解される。

したがって、保証人が主たる債務者に対して取得した求償権の消滅時効の中断事由がある場合であっても、共同保証人間の求償権について消滅時効の中断の効力は生じないものと解するのが相当である。」

判例の解説

一 はじめに

本件では、保証人の主債務者に対する求償権の消滅時効の中断事由があった場合に、共同保証人間の求償権について消滅時効の中断が生じるか否かが問題となった。この問題を検討するにあたって、まず、共同保証人の 1 人が弁済その他の出捐行為により主債務を消滅させた場合の法律関係を整理する。

共同保証とは、同一の主債務のために数人の保証人が保証債務を負っている場合をいう。共同保証人の 1 人が、弁済により主債務を消滅させた場合、その弁済をした保証人は主債務者に対する求償権を取得する（民法 459 条、462 条）。これとは別に、共同保証人間の求償権が認められている（465 条）。主債務について最終的な負担を負わない他の共同保証人に求償できるのはなぜか。この趣旨は、「主たる債務者の資力が充分でないときに、出捐をした保証人だけが損失を負担しなければならないとならなくては、共同保証人間の公平に反する」からであるといわれる¹⁾。共同保証人間の求償権が生じるためには、自己の負担部分を超えて弁済したことが必要であり、その超えた部分についてのみ求償ができる²⁾。求償に応じた他の共同保証

人は、さらに主債務者に求償できる。なお、主債務者から求償しても満足できない事情が存在することはこの求償権の成立の要件ではない³⁾。

これらに加え、共同保証人の 1 人が、弁済により主債務を消滅させた場合、弁済による代位が生じ（500 条）、自己の権利に基づいて求償をすることができる範囲内において、債権者の有していた一切の権利、すなわち原債権およびその担保権（保証債権を含む）を行使しうる（501 条前段）⁴⁾。

二 主債務者に対する求償権の時効の中断とその影響力の有無

本件 Y が求償権の時効消滅を主張するのに対し、X は、共同保証人間の求償権は、保証人が主債務者に対して取得した求償権を担保するためのものであるとして、民法 457 条 1 項の類推適用により、共同保証人間の求償権についても消滅時効の中断の効力が生じていると主張している。

民法 457 条 1 項は「主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の中断は、保証人に対しても、その効力を生ずる」と規定する。ここにいう時効の中断には、履行の請求のみならず、主債務の承認も含まれる。この規定は、保証の担保的性格から、担保である保証債務が主債務よりも先に時効消滅にかかってしまうのを避けるためのものであるといわれる⁵⁾。457 条 1 項の効果の根拠については、保証債務の付従性から当然に導かれるという付従性説（最判昭 43・10・17 判時 540 号 34 頁）と、保証債務の付従性から当然生ずる効果ではなく、債権の強化のために民法が特に認めた便宜的・政策的な規定とする政策説があり、学説は一般に後者に依っている⁶⁾。いずれにせよ、共同保証人間の求償権は、主債務者に対する求償権の保証債務そのものではないから、457 条 1 項は直接適用されない。もっとも、仮に、共同保証人間の求償権が、主債務者に対する求償権の担保あるいはそれに類するものとみることができるのであれば、457 条の準用の余地も考えられる。そこで、主債務者に対する求償権と共同保証人間の求償権がいかなる関係にあるかを検討する。

まず、弁済した共同保証人の主債務者に対する求償権と、共同保証人間の求償権は別個の債権である。両者の関係については、複数の見解が示さ

れている。第1に、両求償権には別に優劣はなく、請求権競合とするものがある⁷⁾。第2に、不真正連帯債務の関係にあると説くものがある⁸⁾。第3に、共同保証人間の求償権は、主債務者に対する求償権に対して、補充的關係にあるとする見解がある。第3の見解は、①求償された者が再び主債務者にかかるのは、徒に手数を増すのみであること、②ここで、全額の求償を得られなかったとすると、共同保証人間で再び求償が問題となること、③本来主債務者こそ、第1に求償を受けるべき者であることから、「主たる債務者に対して求償し、償還を受けられない部分についてのみ他の共同保証人に求償しようと解するのが、より簡便であり、主たる債務・保証債務の本旨にかなう」とする⁹⁾。

いずれにせよ、共同保証人間の求償権は主債務者に対する求償権にとって予備的な存在ではあるが、前者が後者に依存しているわけではなく、両者は主従の関係にはない。また、前者が共同保証人間における公平を図るために認められたという趣旨に鑑みると、後者の確保強化のために時効の中断効という特別の効力を及ぼすべきとは必ずしもいえない。以上からすれば、457条1項を準用する基礎は存在しないものと考えられる。

なお、両求償権が連帯債務の関係にあるとすれば¹⁰⁾、連帯債務者の1人に対する履行の請求は、432条による請求の絶対的効力によって、他の連帯債務者にも時効の中断の効力が生じることになる。確かに、弁済した保証人は、主債務者、他の共同保証人いずれにも求償可能で、また、いずれか一方が弁済すれば他の求償権も消滅すると解されるので、この点は連帯債務と同様である。しかし、主債務者の資力が十分でないときにも特に公平を図るために認められたのが共同保証人間の求償権であるとすれば、連帯債務とは状況が異なり、少なくとも、連帯債務において絶対的効力を生じさせるのと同等の共同関係は両求償権の間には見出されない。これらはいわゆる不真正連帯債務の関係にあると考えられる。一般に、不真正連帯債務において請求は相対的効力しかなく、他の債務者には時効の中断効は生じないと解されている。不真正連帯債務という概念の要否・有用性については重要な点であるが、本稿では踏み込まない¹¹⁾。

以上より、保証人の主債務者に対する求償権の消滅時効の中断事由がある場合に、共同保証人間の求償権について消滅時効の中断の効力は生じないものと考えられ、本判決の結論は妥当である。

三 弁済による代位に基づく保証債権の行使について

本件では、共同保証人間の求償権には時効の中断が生ぜず、求償権は時効消滅してしまうため、求償権によってはXのYへの請求は認められないことになるが、弁済による代位により債権者の有していた保証債権を行使することが考えられる。求償権と原債権は別個の債権であり、それぞれ別個に消滅時効にかかる¹²⁾、仮に原債権が時効消滅していなかった場合は、代位により移転した保証債権を行使してXは債権を回収できるようにも思われる¹³⁾。そこで、代位に基づく請求について検討する。

ここで問題となるのは、共同保証人間の求償権の時効消滅が、代位にいかに関与するかである。すなわち、民法501条柱書にいう「自己の権利に基づいて求償をすることができる範囲内」という文言が、主債務者に対する求償権の範囲という制限の他に、共同保証人間の求償権による制限をも包含するのか問題となる。

この点、大阪高判平13・12・19（金法1643号77頁）は、連帯保証人間の求償権による制限を否定した（代位した連帯保証債権に遅延損害金の特約があり、共同保証人間の求償権の法定利率による遅延損害金を上回る場合の事案）。学説にも、かかる制限を否定する説もある¹⁴⁾。しかし、制限否定説によると、共同保証人の1人が負担部分を超えない弁済をした場合でも、求償を認めるのと同じ結果を引き起こし、465条の趣旨を没却することになり妥当でない。学説の多数は制限肯定説を採用している¹⁵⁾。制限肯定説からは、求償権の時効消滅による制約を受けるため、結局、原債権が時効消滅していなかった場合でも、代位によってもXはYに対して支払を求めることはできない¹⁶⁾。

四 おわりに

本判決は、主債務者に対する求償権についての消滅時効の中断事由は、共同保証人間の求償権に

ついて消滅時効の中断の効力を生じないと判示した最高裁による初めての判断である。実務では、このような理解を前提としていたものと思われる。

なお、経営者保証人がいる場合で、経営者以外の保証人が全額を弁済後、主債務者たる会社に対する求償権については時効が中断していたが、会社が無資力であったため、経営者である共同保証人に求償したところ、これについてはすでに時効時間が経過していたといったケースも想定される。そのような場合でも、会社による債務の承認を、経営者保証人の承認でもあると評価できる場合や、会社と経営者個人の業務の混同や財産に混同があるなどの事案では、会社と経営者個人とを同一視し、会社に対する求償権を経営者個人に拡張して、経営者個人に対する請求が認められる場合も考える（法人格否認の法理の適用）¹⁷⁾。

●——注

- 1) 我妻栄『新訂債権総論』（岩波書店、1964年）505頁。
- 2) これは、「共同保証人は、負担部分……については主たる債務者に対する求償だけで満足し、それを越えた部分は共同に負担すべきものとするのが共同保証の趣旨に適するからである」とされる。我妻・前掲注1）506頁。
- 3) 我妻・前掲注1）506頁。
- 4) 共同保証人間の代位については、民法に規定はなく、学説には、共同保証人間の代位を否定する見解もみられるが、判例（最判昭61・11・27民集40巻7号1205頁）は代位が生じることを前提にしており、学説の多数も肯定する（我妻・前掲注1）262頁、於保不二雄『債権総論〔新版〕』（有斐閣、1972年）391頁、奥田昌道『債権総論〔増補版〕』（悠々社、1992年）548頁）。
- 5) 平野裕之『債権総論（プラクティスシリーズ）』（信山社、2005年）433頁。
- 6) 奥田・前掲注4）402頁、於保・前掲注4）276頁、柚木馨＝高木多喜男『判例債権法総論〔補訂版〕』（有斐閣、1971年）300頁。
- 7) 鳩山秀夫『日本債権法総論』（岩波書店、1925年）334頁、勝本正見『債権総論中巻之一』（巖松堂書店、1934年）540頁。大判大元・10・22民録18輯913頁もこれを前提としている。
- 8) 柚木＝高木・前掲注6）310頁は「一種の不真正連帯債務に属する」、於保・前掲注4）286頁は、「請求権競合または不真正連帯的に、自由に選択して行使することができる」とする。
- 9) 星野英一「中小漁業信用保証の法律的性格」『民法論集第2巻』（有斐閣、1970年）254～255頁。岡村玄治『改訂債権法総論』（巖松堂書店、1935年）333頁以下も同

旨。なお、平野・前掲注5）445頁は、共同保証人間の求償が自己の負担部分を超えて弁済したことが必要とされていることをもって「補充的な求償権」という。これに対しては、弁済者代位の構成を介することなくこのように解するのは無理があり、互いに独立のものと解するべきであるとの指摘がある。潮見佳男『債権法総論Ⅱ〔第3版〕』（信山社、2005年）503頁。

- 10) 岡村・前掲注9）338頁は、分別の利益がある共同保証人の場合にこのように解する。
- 11) これについては、淡路剛久『連帯債務の研究』（弘文堂、1975年）、星野英一『民法概論Ⅲ（債権総論）』（良書普及会、1978年）230頁以下、尾崎三芳「連帯債務・不真正連帯債務」星野英一編『民法講座4 債権総論』（有斐閣、1985年）222頁以下等を参照。
- 12) 潮見・前掲注9）281頁。
- 13) なお、これに関連して、主債務者に対する求償権の時効中断があった場合に、原債権も時効中断するかについては争いがある。「原債権は、求償権を確保することを目的として存在する附従的なものであるから、求償権の行使によって原債権の時効が中断するというほうが素直な解釈である」と肯定する見解がある（村田利喜弥「消滅時効における原債権の確定と求償権の関係」ジュリ1130号（1998年）123頁）。これに対して、潮見佳男「求償制度と代位制度」中田裕康＝道垣内弘人編『金融取引と民法法理』（有斐閣、2000年）253頁、同・前掲注9）326頁は、最高裁判例のいう主従的競合論を厳格に捉える立場から「『求償権について時効が中断すれば、原債権についての時効も当然に中断する』との見方は、正しくない」とする。
- 14) 安永正昭「協会と他の保証人及び物的担保」金融法研究資料編7号（1991年）55頁。
- 15) 奥田・前掲注4）548頁、山田誠一「求償と代位——担保提供者間の法律関係」民商107巻2号（1992年）189頁、佐久間弘道「共同連帯保証人相互の求償と弁済による代位」金法1677号（2003年）38頁。
- 16) なお、平成27年3月31日に国会に提出された「民法の一部を改正する法律案」においては、新501条2項は「前項の規定による権利の行使は、債権者に代位した者が自己の権利に基づいて債務者に対して求償をすることができる範囲内（保証人の1人が他の保証人に対して債権者に代位する場合には、自己の権利に基づいて当該他の保証人に対して求償をすることができる範囲内）に限り、することができる」と規定し、制限肯定説を採用している。
- 17) 法人格否認の法理につき、江頭憲治郎『株式会社法〔第6版〕』（有斐閣、2015年）41頁以下を参照。